

## 次期愛知県スポーツ推進計画策定委員会開催要領

### (目的)

第1条 次期愛知県スポーツ推進計画について調査審議するため、次期愛知県スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

### (組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

2 委員会に座長を置く。座長は愛知県スポーツ局長が指名する。

3 座長に事故があるときは、愛知県スポーツ局長が指名する委員がその職務を代理する。

### (運営)

第3条 委員会は座長が招集する。

2 座長は、委員会を統括し、会議の進行にあたる。

3 委員は自ら指名する者を代理として出席させることができる。

4 座長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (会議の公開等)

第4条 会議は原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる場合等であって、委員会において一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

2 会議の傍聴について必要な事項は別途定める。

### (期間)

第5条 委員会は、次期愛知県スポーツ推進計画について調査審議が終了したときに廃止するものとする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、愛知県スポーツ局スポーツ振興課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。